平成２３年（再イ）第４号
愛媛県新居浜市中西町２番５号
再生債務者　永易　公司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月13日　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（再イ）第６０号
秋田市泉北３丁目３番40号　第３ひまわり荘１－３
再生債務者　佐藤　智広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月13日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２１号
山形県東根市若木小路14号
再生債務者　多田　茂信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月13日　山形地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第２２号
福島県いわき市平赤井字田町143番地の５
再生債務者　西山　晃男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月13日
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（再イ）第１５５号
埼玉県鴻巣市笠原894番地13
再生債務者　長谷川安夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月13日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１０号
長野県諏訪郡下諏訪町162番地４　Ｂ―601
再生債務者　堀本　昌弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月13日　長野地方裁判所諏訪支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 70 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年12月12日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 23 年 12 月 27 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Q1124号
2、名称　日本光電富岡株式会社
3、住所　東京都新宿区西落合１丁目31番４号
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

1、承認番号　第Q1125号
2、名称　日本精密測器株式会社
3、住所　群馬県渋川市中郷2508―13
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第４号
平成24年１月６日に執行する山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。
平成 23 年 12 月 27 日
独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　安井　俊二
記
1．宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　　所
山形市	山形市旅篭町二丁目３番25号
上山市	上山市河崎一丁目１番10号
宗教法人神明神社	山形市大字松原字坂ノ上1608番地の６
半田　　暁	山形市大字松原418番地
山形県	山形市松波二丁目８番１号

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第５号
平成24年１月６日に執行する山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった候補者の数が、選挙すべき委員の数をこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。
平成 23 年 12 月 27 日
独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　安井　俊二

住宅型式性能認定に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第品型 116 号
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第１項の規定により住宅型式性能認定を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 23 年 12 月 27 日
一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁
平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成23年８月31日）
積水ハウス株式会社（大阪府大阪市北区大淀中１－１―88梅田スカイビル）
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））―等級４
T120402A001004
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））―等級３
T120302A001001
耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））―等級２
T120202A000808　T120202A001001

公示送達

今野仁善氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成23年12月27日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。
記
日本弁護士連合会綱紀委員会平成23年綱第314号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
平成 23 年 12 月 27 日　日本弁護士連合会

公示送達

今野仁善氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成23年12月27日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。
記
日本弁護士連合会綱紀委員会平成23年綱第315号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
平成 23 年 12 月 27 日　日本弁護士連合会

公示送達

今野仁善氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成23年12月27日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。
記
日本弁護士連合会綱紀委員会平成23年綱第316号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
平成 23 年 12 月 27 日　日本弁護士連合会